平成２６年（フ）第１３３号
福島県須賀川市浜尾字原14番地
債務者　関根　弘二
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
福島県田村郡三春町字沼之倉100番地　沼倉団地４－５号
債務者　吉田　正二
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
福島県田村郡三春町大字過足字岩ノ入109番地
債務者　過足　公勝
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２号
富山県中新川郡立山町道源寺600番地　釜ヶ渕町営住宅１Ｂ―301
債務者　佐伯　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５２８５号
大阪市福島区海老江２丁目１番24―503号
債務者　村上　謙治
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２２号
大阪府摂津市一津屋１丁目35番８号　浜口文化24号
債務者　中　　幸一
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８４号
大阪市東住吉区湯里４丁目10番18号　レオパレス湯里204号
債務者　田村　裕美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45―201号
債務者　植田　美紀（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目34番４号
債務者　野田　智史
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９２号
大阪府吹田市江の木町２番５―211号
債務者　**呉**服　健二
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０号
大阪府豊中市原田中１丁目６番19号
債務者　多谷　　勤
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１号
大阪府門真市本町43番34号　マンスリーマンションはまゆう101号、前住所大阪府門真市柳田町35番14号
債務者　林　　政行
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３号
大阪市大正区泉尾７丁目13番２―904号
債務者　松浦　　昇
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９号
千葉県柏市あけぼの５丁目３番４号　ジュネパレス柏第99―101号
債務者　鮒田　明大
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７５号
千葉県柏市東山２丁目８番５号
債務者　入谷　大志
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０２号
千葉県柏市花野井1160番地106　エーデル104号
債務者　五木田未来
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０３号
千葉県鎌ケ谷市初富808―54　医療法人梨香会秋元病院ライフ病棟、住民票上の住所千葉県市川市平田２丁目２番６号　クレストホームズ本八幡101号
債務者　齋藤　敦史
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部